

# 風評被害認定委員会運営要領

平成4年3月9日施行

(令和6年4月1日改正)

## 風評被害認定委員会運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、風評被害処理要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、風評被害認定委員会（以下「認定委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (代理人の出席)

第2条 委員は、認定委員会に出席することができないときは、委員の所属団体において委員を代理する者を、代理人として出席させることができる。

2 認定委員会の定足数については、前項の規定により出席した代理人は、これを出席者とみなす。

3 第1項の規定により出席した代理人は、意見を述べ、又は質問することができるが、議決に加わることができない。

### (補欠の委員の任期)

第3条 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議の公開)

第4条 認定委員会の会議は、原則として公開する。

2 前項の規定にかかわらず、個人情報保護及び公正かつ円滑な議事運営に支障を生ずることが予想される場合は、議長が認定委員会に諮って、これを公開しないことができる。

### (会議の傍聴)

第5条 認定委員会の会議は、原則として傍聴できるものとする。ただし、前項第2項の規定により会議を公開しないこととした場合はこの限りではない。

2 議長は、傍聴者に対し、必要な指示をすることができる。

### (会議録)

第6条 認定委員会の会議については、その都度会議録を作成するものとする。

2 前項の会議録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

3 認定委員会の会議録は、原則として公開するものとする。ただし、第4条第2項の規定により会議を公開しないこととした場合はこの限りではない。

#### (風評被害の定義)

第7条 認定委員会における「風評被害」を次のとおり定義する。

「事実でないこと、あるいは些細なことがおおげさに取り上げられ、ある地域、ある業界が経済的被害を受けること。多くの場合、事故、事件等を新聞、テレビなどのマスコミが大きくとりあげ、それが人々のあいだで風評（うわさ、評判）となって発生する。」

#### (認定基準)

第8条 要綱第2条第1項に規定する「サイクル施設の保守、運営等に起因して発生した農林水産物等の価格の低下による損失、営業上の損失その他の経済的損失であること。」とは、基本的には、次の各号を満たすものとする。

- (1) 原則として、風評の内容や風評発生の経緯がサイクル施設の保守、運営に起因する事故、事象の発生に伴うものであること。但し、委員会が認める場合は、この限りではない。
- (2) ほぼ同時期に一定の広がりをもって被害が発生していることなど風評による被害の発生について蓋然性があること。
- (3) 申立ての被害と風評との間に相当因果関係が認められるもの。

2 要綱第2条第2項で「その他、公平の原則を著しく害するものでないこと。」としているのは、社会通念上バランスのとれた認定であることを求めているものであり、生産過剰、景気の変動、社会情勢の変化による経済的損失及び特定の目的を持った団体等による不買運動や利害関係者の結託による補償金要求等は認定の対象としない。

3 前2項以外のケースについては、原子力損害の賠償に関する法律や民法等の関係法令との整合性に留意しながら個々に判断する。

(処理の申立て)

第9条 風評被害処理要綱第4条の規定による処理の申立ては、風評被害処理申立書(別記様式)により、原則として所属する組合等を通じて行うものとする。

2 前項で「原則として、所属する組合等を通じておこなう」としているのは、風評被害は、その性格上一定の地域・業界において同時多発的に発生することが想定されるためであり、特別な事情を有する個人による申立てを排除するものではない。

(処理)

第10条 申立ては事務局において受付けする。

2 事務局は、申立ての形式的要件を満たしているか、申立ての処理に必要な書類等が整っているか等を確認する。

3 事務局は申立人に対し、申立ての趣旨及びその理由(風評の内容、風評発生の経緯、風評と被害との相当因果関係、これらに関する当事者間での協議の経過等)が記載されていない場合は補正を求めることができる。

4 事務局は、必要に応じ、申立人に対し、風評の内容、風評発生の経緯、風評と被害との相当因果関係、当事者間での協議の経過等に関する資料の提供を求めることができる。

5 事務局は日本原燃株式会社(以下「事業者」という。)に対し、申立てがあった旨通知する。

6 事務局は事業者に対し、申立てに対する意見書等の提出を求めることができる。

7 事務局は事業者に対し、風評の内容、風評発生の経緯、風評と被害との相当因果関係、当事者間での協議の経過等に関する資料の提供を求めることができる。

8 会長は、事務局からの報告を受け、認定委員会を招集する。

9 認定委員会は、申立ての要件を満たしていると判断した場合は、申立てを受理することを決定し、処理を進める。

10 申立て案件の処理に当たっては、当事者双方の立場が十分勘案され条理がつくされた社会通念上バランスのとれた決定であることが求められる。

(被害状況等の調査、検討)

第11条 認定委員会は、前条の規定により風評被害処理申立書を受理したときは、速やかに、当事者双方の意見を聴取するとともに、被害の状況、範囲等についての調査、検討を行うものとする。

(1) 当事者間の、争点・認識の違いを明らかにするため、当事者双方から申立書の内容についての事実関係や当事者間で解決できなかった理由等について、意見を

聴取する。

- (2) 被害の発生状況を確認するため、必要に応じ、関係団体、市場・流通関係者等に対して、被害発生の有無、被害の状況、被害の範囲等について調査する。
  - (3) 調査結果を踏まえ、風評の内容の特定、風評と被害との因果関係の有無、補償額の算定方法等を検討する。
- 2 認定委員会は、前項の調査、検討を行うに当たり、必要に応じ、認定委員会に調査委員会を置くことができる。

(補償額の決定等)

第12条 認定委員会は、前条の規定による調査、検討を終えたときは、風評による被害の有無の認定及び補償額の決定を行うものとする。

(認定等の結果の通知)

第13条 認定委員会は、前条の規定により、風評による被害の有無の認定等を行ったときは、速やかに、その結果を、文書をもって当事者に通知するものとする。なお、処理の申立てが所属する組合等を通じてなされたものであるときは、当該組合等を通じて行うものとする。

(調査委員会の構成等)

- 第14条 調査委員会は、調査委員をもって構成する。
- 2 調査委員は、認定委員会において選任する。
  - 3 調査委員会の運営に関し必要な事項は、認定委員会会長が、別に定める。
  - 4 調査委員会の会議については、原則として公開しないこととする。

(事務局)

- 第15条 認定委員会に事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長、その他の職員を置く。
  - 3 事務局長は、青森県環境エネルギー一部原子力立地対策課長の職にある者をもって充てる。
  - 4 事務局の運営に関し必要な事項は、認定委員会会長が、別に定める。

## 附 則

この要領は、平成4年3月9日から施行する。

(第 9条第3項平成10年 4月1日改正 平成10年 4月1日から施行)

(第 9条第3項平成13年 4月1日改正 平成13年 4月1日から施行)

(第 9条第3項平成15年 4月1日改正 平成15年 4月1日から施行)

(第 9条第3項平成18年 4月1日改正 平成18年 4月1日から施行)

(平成18年10月6日改正 平成18年10月6日から施行)

(第12条第3項平成19年 4月1日改正 平成19年 4月1日から施行)

(平成20年4月1日改正 平成20年4月1日から施行)

(令和 6年4月1日改正 令和 6年4月1日から施行)

別記様式（第9条関係）

風 評 被 害 処 理 申 立 書

1 申立ての趣旨

2 申立ての理由

3 その他、申立てに関し必要な事項

令和 年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

風評被害認定委員会会長  
（所属組合等経由）

殿